【規程番号　神女大Ｖ－033】

神戸女子大学科目等履修生規程

（応募資格）

第１条　本学の科目等履修生を志願する者（以下「科目等履修生志願者」という。）は高卒以上の者またはこれと同等以上の学力を有する女子とする。

外国人留学生については別に定める。

（出願資格）

第２条　科目等履修生志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 願書（所定のもの）

(2) 最終学歴の卒業証明書

(3) 履修登録用紙

(4) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願前3か月以内に作成したもの）

(5) 資格取得のための科目等履修生志願者は最終学歴の成績証明書又はその資格に関する成績が入った成績証明書を提出のこと。

（出願期間）

第３条　科目等履修生志願者は、前・後期の所定の期日までに出願しなければならない。

（履修期間）

第４条　履修期間は半期とする。ただし、第3条の手続きを経て、更新することができる。

（履修）

第５条　科目履修は、次により行う。

(1) 履修科目は実習、実験は除くものとする。ただし本学卒業生に限り実習を認めることがある。また、資格科目については、本学の対象学科に準じて認めることとする。

(2) 履修希望科目は、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

(3) 履修可能単位数は年間20単位を超えないものとする。

（授業料等）

第６条　検定料は半期10,000円、登録料は30,000円とし、１年間有効とする。また年度を超えての科目等履修生志願者は、第２条第１号、３号、４号の書類を要する。授業料は１単位あたり12,000円とする。単位を必要としない聴講生の授業料は1単位あたり6,000円とする。ただし行吉学園（附属高倉台幼稚園を除く）の卒業生にあっては、検定料は半期5,000円、登録料は免除、授業料は1単位あたり8,000円とし、聴講生の授業料は１単位あたり4,000円とする。

２　本学大学院に在籍する学生が科目等履修生として、学部開講の科目を履修する場合、検定料、登録料は免除、授業料は１単位あたり4,000円とする。

３　神戸女子短期大学に在籍する学生が科目等履修生として、学部開講の科目を履修する場合、検定料、登録料及び授業料は免除とする。

４　費用納入後の、科目および科目等履修生の登録辞退の場合は、納入費用の返金はできない。

（補 則）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。